

## 独立行政法人国立高等専門学校機構修学支援事業基金規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第128号

制定 平成28年9月30日

### (設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に、機構が設置する各国立高等専門学校に在学する学生（以下「学生」という。）を支援する事業に充当する目的の寄附を募集し、及び管理するため、修学支援事業基金を置く。

### (目的)

第2条 修学支援事業基金は、経済的理由により修学が困難な学生に対する支援を目的とする。

### (管理)

第3条 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

### (使途の変更の禁止)

第4条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

2 修学支援事業基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者から金銭が機構に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとしなければならない。

### (修学支援事業基金の使途)

第5条 修学支援事業基金は、以下の使途に充当するものをもって構成する。ただし、学校の入学に関して寄附されるものを除く。

- 一 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- 二 学資を貸与し、又は給付するもの
- 三 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの

### (寄附金)

第6条 寄附金は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第45号）により取り扱うものとする。

(事業年度)

第7条 修学支援事業基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務)

第8条 修学支援事業基金に関する事務は、機構本部事務局学務課が関係各課等と連携し処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、修学支援事業基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成28年9月30日 制定)

この規則は、平成28年9月30日から施行する。